

岩手県医療局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務（宿日直業務の範囲内のものに限る。）を平成21年4月1日次のとおり委託した。

平成21年6月19日

岩手県医療局長 田村均次

県立病院等の名称	受託者	
	住所	名称
岩手県立高田病院	盛岡市大通三丁目3番10号	協栄テックス株式会社